

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）.....（情報政策課）	190
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	191
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	191
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	191
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	192
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	192
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	192
○土地収用法による事業の認定.....（建設部総務課）	193
○道路の供用の開始.....（維持管理防災課）	193
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	193
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	197
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	210

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	210
----------------------------	-----

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	213
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	215

告 示

北海道告示第210号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- | | |
|--------------------|------|
| (1) パーソナルコンピュータの購入 | 136台 |
| (2) パーソナルコンピュータの購入 | 2台 |
| (3) パーソナルコンピュータの購入 | 60台 |

- 2 落札を決定した日
平成29年2月3日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)及び(2)
- ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- (2) 1の(3)
- ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
- (1) 14,166,576円
(2) 331,128円
(3) 5,922,720円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月6日付け北海道告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第211号

次のとおり随意契約の相手方を決定し、及び一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 2台分 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成29年2月6日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- (4) 随意契約に係る契約金額
4,568円
- (5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

2(1) 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 7台分 一式

(2) 落札を決定した日

平成29年2月3日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏名 富士通リース株式会社

イ 住所 東京都千代田区神田練堀町3番地

(4) 落札金額

23,760円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成29年1月6日付け北海道告示第4号

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第212号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 3台分 一式

2 落札を決定した日

平成29年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社HBA

(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 落札金額

8,586円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年2月17日付け北海道告示第105号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成29年3月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
西南8丁目	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
別海東	草地区整備 [担い手中核型] (区画整理)	北海道根室振興局
上風連	同	同
なかしべつ	区画整理、暗渠排水	同
中標津	区画整理	同
美豊	同	同
知床標津	同	同
中新第2	同	同
開陽台	同	同

北海道告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 紋別市沼の上453の5
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第215号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 砂防設備用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦河町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第217号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 余市郡仁木町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び仁木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第218号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡喜茂別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、喜茂別町・京極町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡留寿都村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留寿都村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第219号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 美深町
- 2 事業の種類 美深町チョウザメ養殖研究施設建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 美深町字辺溪地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び美深町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する
図面の縦覧場所 美深町役場

北海道告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道路 仁別大曲線 北広島市輪厚432番1地先（道路敷地）から 平成29. 3.30
同市輪厚432番1地先（道路敷地）まで 午前10時

北海道告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西富の沢川（Ⅱ-15-0650）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字西富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝の下川（Ⅱ-14-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡泊村大字興志内村（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
白別川（Ⅰ-14-0180）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
古宇郡泊村大字茅沼村字白別、字白別山ノ上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オナミの沢川（Ⅰ-24-1210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

<p>郵便局の沢川（Ⅰ-32-1400）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開拓川右の沢川（Ⅱ-32-1320）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開拓川右1の沢川（Ⅱ-32-1330）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 早川の沢川（Ⅱ-32-1450）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市大滝区三階滝町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 稀府川（Ⅱ-32-1880）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市北黄金町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 北黄金川（Ⅱ-32-1900）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市北黄金町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 伊達南黄金1（Ⅰ-3-308-1948）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 伊達市北黄金町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江丹別川左一号沢川（Ⅱ-41-0030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字嵐山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江丹別二の沢川（Ⅱ-41-0040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字嵐山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 嵐山神社の沢川（Ⅱ-41-0050）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字嵐山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江丹別三の沢川（Ⅲ-41-005）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字嵐山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 第五線大沢川（Ⅲ-41-006）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 旭川市江丹別町字共和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	---

- 土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
春日の沢川（Ⅱ-41-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市江丹別町字春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
鱒取小沢川（Ⅲ-41-001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市江丹別町字春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
古潭神社の沢川（Ⅲ-41-030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市神居町神居古潭（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
桐生右沢（Ⅱ-41-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市字西神楽南13号（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
追分（4-2-224）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市東旭川町豊田、米原、東桜岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
追分(2)（4-5-227）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
旭川市東旭川町豊田、東桜岡（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
増毛別荘5（Ⅰ-5-7-2224）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
増毛阿分5（Ⅰ-5-19-2236）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オタルマナイ川（Ⅰ-51-0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山の神1の沢川（Ⅰ-51-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町暑寒沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
樹海処理場の沢川（Ⅰ-51-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
増毛郡増毛町信砂御料（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
神社の沢川（Ⅰ-51-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

<p>増毛郡増毛町信砂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タントシナイ右の沢川（Ⅰ-51-0140）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タントシナイ右支川（Ⅰ-51-0150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山の神2の沢川（Ⅱ-51-0050）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町暑寒沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 アイトシナイ沢川（Ⅱ-51-0090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町信砂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 カヤトマリ川（Ⅱ-51-0110）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 阿分の沢川（Ⅱ-51-0120）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ボンナイ左の沢川（Ⅲ-51-001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 湯の沢川（Ⅲ-51-003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町箸別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩老（5-18-284）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町岩老（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地すべり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 岩老(2)（5-19-285）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 増毛郡増毛町岩老、岩尾（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地すべり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 押帯学校沢川（Ⅰ-84-0010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡本別町押帯（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>
---	---

川上牧場の沢川（Ⅱ－84－0020）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡本別町美蘭別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
三沢の沢川（Ⅱ－84－0540）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡本別町仙美里（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東本別三の沢川（Ⅲ－84－009）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡本別町東本別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東本別の沢川（Ⅲ－84－010）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
中川郡本別町東町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
本郷2号川（Ⅱ－32－1380）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
伊達市大滝区本郷町

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部及び留萌振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
岩内東山3（Ⅲ－1－50－372）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡岩内町字東山、字大浜、共和町梨野舞納（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富2（Ⅰ－1－403－940）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
共和国富3（Ⅱ－1－170－723）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町国富（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
宮丘寮裏の沢（Ⅰ－14－0250）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
岩内郡共和町宮丘（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ニセコ西富1（Ⅱ-1-190-743）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字西富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ニセコ西富2（Ⅱ-1-191-744）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字西富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ニセコ西富3（Ⅱ-1-192-745）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡ニセコ町字西富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
京極川西（Ⅱ-1-179-732）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
虻田郡京極町字川西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千枚石の沢川（Ⅰ-15-0540）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 虻田郡京極町字川西（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
余市入舟町1（Ⅰ-1-275-812）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡余市町入舟町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
余市入舟町2（Ⅰ-1-276-813）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡余市町入舟町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
余市入舟町3（Ⅰ-1-277-814）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
余市郡余市町浜中町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
泊興志内村1（Ⅰ-1-371-908）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
古宇郡泊村大字興志内村、字茂岩（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村4 (I-1-373-910)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村、字茂岩、字ユウトマリ (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村6 (I-1-375-912)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村7 (I-1-376-913)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊興志内村8 (I-1-377-914)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>泊盃村3 (I-1-379-916)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村、字盃山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村5 (II-1-145-698)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村、字中峰 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村6 (II-1-146-699)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村、字甲前山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊盃村7 (II-1-147-700)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字盃村、字甲前山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村15 (I-1-387-924)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字泊村、大字泊村字有戸山ノ上、大字茅沼村字白別 (次の図のとおり)</p>
--	--

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊泊村16 (I-1-388-925)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字茅沼村、字白別、字白別山ノ上、字北山ノ上 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 塩越川 (I-14-0120)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 古宇郡泊村大字興志内村 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国上ノ国 (I-2-383-1421)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国上ノ国1 (I-2-382-1420)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国勝山1 (II-2-263-1046)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国勝山2 (II-2-264-1047)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国勝山3 (II-2-265-1048)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八幡宮の沢川 (I-24-1230)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩田の沢川 (II-24-1190)</p>
--	--

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 花沢の沢川（Ⅰ-24-1200）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カドコの沢川（Ⅰ-24-1220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町勝山、上ノ国（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 村役場川（Ⅰ-32-1410）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神社川（Ⅰ-32-1420）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本町寺の沢川（Ⅰ-32-1430）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本郷開拓川（Ⅱ-32-1310）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区本郷町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 長寿の沢川（Ⅱ-32-1440）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区三階滝町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 牧野左の沢川（Ⅱ-32-1460）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 伊達市大滝区上野町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
--	--

- 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
牛舎右の沢川（Ⅱ-32-1870）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市南稀府町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北黄金川鶏の沢川（Ⅱ-32-1890）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市北黄金町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
黄金川（Ⅲ-32-013）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市北黄金町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大滝北湯沢温泉町1（Ⅰ-3-335-1975）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大滝北湯沢温泉町4（Ⅰ-3-338-1978）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大滝北湯沢温泉町5（Ⅰ-3-339-1979）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市大滝区北湯沢温泉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
伊達北黄金町2（Ⅱ-3-150-1323）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
伊達市北黄金町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上南部一の沢（Ⅱ-41-0290）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市東旭川町瑞穂（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
豊田追分小沢川（Ⅲ-41-016）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
旭川市東旭川町豊田、東桜岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上米飯山小沢川（Ⅲ－41－017）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東旭川町瑞穂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福島川（Ⅲ－41－018）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東旭川町瑞穂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瑞穂小沢川（Ⅲ－41－019）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東旭川町瑞穂（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 土取場の沢川（Ⅲ－41－003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町字春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>春日の南沢川（Ⅲ－41－002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町字春日（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 春志内東沢川（Ⅲ－41－025）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町春志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 春志内西沢川（Ⅲ－41－026）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町春志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 第二線南小沢川（Ⅲ－41－027）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町春志内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神竜小沢川（Ⅲ－41－028）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町春志内（次の図のとおり）</p>
---	--

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 神居第六線川（Ⅲ-41-029）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市神居町神居古潭（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 桐生内川（Ⅱ-41-0340）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市字西神楽南13号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ハヤイ沢川（Ⅱ-41-0370）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市字神居町神華（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ポン雨紛川（Ⅲ-41-020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市字神居町雨紛（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川倉沼（Ⅱ-4-24-1540）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市東旭川町字倉沼（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川春日（Ⅱ-4-5-1521）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市江丹別町字嵐山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 旭川近文5線5号（Ⅰ-4-8-2151）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 旭川市近文5線5号（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛岩老1（Ⅰ-5-4-2221）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町岩老（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛別苺1（Ⅰ-5-5-2222）</p>
--	--

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛古茶内(2)（I-5-9-2226）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛舎熊1（I-5-16-2233）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町舎熊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛舎熊2（I-5-17-2234）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町舎熊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛阿分1（I-5-18-2235）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛阿分6（I-5-20-2237）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛岩老（II-5-1-1582）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町岩老（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛暑寒沢1（II-5-2-1583）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町暑寒沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 増毛別荘2（II-5-3-1584）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	--

- 75(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛別荘4 (Ⅱ-5-4-1585)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 76(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛別荘7 (Ⅱ-5-5-1586)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 77(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛古茶内(1) (Ⅱ-5-6-1587)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 78(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛古茶内(3) (Ⅱ-5-7-1588)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町別荘(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 79(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛古茶内1 (Ⅱ-5-8-1589)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 増毛郡増毛町別荘(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 80(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛湯ノ沢 (Ⅱ-5-11-1592)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町暑寒沢(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 81(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛阿分2 (Ⅱ-5-12-1593)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 82(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛阿分3 (Ⅱ-5-13-1594)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 83(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
増毛阿分4 (Ⅱ-5-14-1595)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
増毛郡増毛町阿分(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>84(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 イワオイ川（Ⅰ-51-0020）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町岩老（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>85(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 カヤトマリ北の沢川（Ⅰ-51-0130）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町阿分（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>86(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 碎石場の沢川（Ⅱ-51-0060）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町暑寒沢（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>87(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 ヒコベの沢川（Ⅱ-51-0100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町舎熊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>88(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>吉田裏の沢川（Ⅲ-51-002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 増毛郡増毛町別荘（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>89(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別美里別（Ⅰ-8-59-2705）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>90(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別弥生町1（Ⅰ-8-62-2708）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町弥生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>91(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別西美里別1（Ⅰ-8-84-3147）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>92(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別上仙美里2（Ⅱ-8-69-2076）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町上仙美里（次の図のとおり）</p>
--	---

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>93(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別東仙美里（Ⅱ－８－70－2077）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町東仙美里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>94(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別フラツナイ（Ⅱ－８－71－2078）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町上本別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>95(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別上本別（Ⅱ－８－72－2079）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町上本別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>96(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別朝日町3（Ⅱ－８－74－2081）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町朝日町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>	<p>次の図のとおり</p> <p>97(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別チエトイ4（Ⅱ－８－78－2085）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>98(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別上仙美里1（Ⅱ－８－93－2416）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町上仙美里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>99(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別美里別東下（Ⅲ－８－39－740）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>100(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別西美里別2（Ⅲ－８－40－741）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>101(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別弥生町2（Ⅲ－８－41－742）</p>
--	---

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>102(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別弥生町3（Ⅲ-8-42-743）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>103(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別東町2（Ⅲ-8-43-744）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町東町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>104(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別弥生町4（Ⅲ-8-46-747）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町弥生町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>105(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別向陽町1（Ⅲ-8-47-748）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町東町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>106(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 本別西美里別3（Ⅲ-8-48-749）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>107(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西久保牧場の沢川（Ⅱ-84-0030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町美蘭別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>108(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 チエトイーの沢川（Ⅱ-84-0040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町西美里別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>109(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東本別二の沢川（Ⅲ-84-008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 中川郡本別町東本別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	---

(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部及び留萌振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| 1(1) 施 行 者 の 名 称 | 岩見沢市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 岩見沢都市計画道路事業(3・4・7号1条通及び3・4・10号駅前通) |
| (3) 事業施行期間 | 平成25年4月5日から平成30年3月31日まで |
| (4) 事業地(収用の部分) | 変更なし |
| 2(1) 施 行 者 の 名 称 | 洞爺湖町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 虻田都市計画道路事業(3・4・7号海岸通) |
| (3) 事業施行期間 | 平成24年7月6日から平成30年3月31日まで |
| (4) 事業地(収用の部分) | 変更なし |
| 3(1) 施 行 者 の 名 称 | 士別市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 士別都市計画道路事業(3・5・15号西広通) |
| (3) 事業施行期間 | 平成22年5月28日から平成31年3月31日まで |
| (4) 事業地(収用の部分) | 変更なし |

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第35号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成29年3月28日

北海道教育庁石狩教育局長 馬橋 功

- | | |
|---|-------------|
| 1 随意契約に係る特定役務の名称(スクールバス賃貸借1日当たりの単価)及び調達予定数量 | |
| (1) 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約 | |
| ア 南回り青バス | 運行予定日数 206日 |
| イ ノピロ回り赤バス | 運行予定日数 206日 |
| ウ 東回り黄バス | 運行予定日数 206日 |
| エ 厚別回り白バス | 運行予定日数 58日 |

- | | |
|--------------------|-------------|
| オ 厚別回り白バス(リズム) | 運行予定日数 148日 |
| カ 月寒回り銀バス | 運行予定日数 58日 |
| キ 月寒回り銀バス(キャンディー) | 運行予定日数 148日 |
| ク 平岡回りオレンジバス | 運行予定日数 172日 |
| ケ 平岡回りオレンジバス(スマイル) | 運行予定日数 34日 |
| コ 伏古回り茶バス | 運行予定日数 206日 |
| サ 白石回り緑バス | 運行予定日数 206日 |

(2) 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約

- | | |
|-----------------|-------------|
| ア 新札幌コース | 運行予定日数 194日 |
| イ 平岡Aコース | 運行予定日数 85日 |
| ウ 平岡Bコース | 運行予定日数 109日 |
| エ 豊平コース | 運行予定日数 194日 |
| オ 中央区Aコース | 運行予定日数 85日 |
| カ 中央区Bコース | 運行予定日数 109日 |
| キ 新札幌コース(行事便①) | 運行予定日数 9日 |
| ク 平岡Aコース(行事便①) | 運行予定日数 9日 |
| ケ 豊平コース(行事便①) | 運行予定日数 9日 |
| コ 中央区Aコース(行事便①) | 運行予定日数 9日 |
| サ 新札幌コース(行事便②) | 運行予定日数 8日 |
| シ 平岡Aコース(行事便②) | 運行予定日数 8日 |
| ス 豊平コース(行事便②) | 運行予定日数 8日 |
| セ 中央区Aコース(行事便②) | 運行予定日数 8日 |
| ソ 新札幌コース(行事便③) | 運行予定日数 1日 |
| タ 平岡Aコース(行事便③) | 運行予定日数 1日 |
| チ 豊平コース(行事便③) | 運行予定日数 1日 |
| ツ 中央区Aコース(行事便③) | 運行予定日数 1日 |

(3) 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約

- | | |
|------------|-------------|
| ア 東回りAコース | 運行予定日数 82日 |
| イ 東回りBコース | 運行予定日数 120日 |
| ウ 東回りCコース | 運行予定日数 4日 |
| エ 東回りDコース | 運行予定日数 1日 |
| オ 東回りEコース | 運行予定日数 1日 |
| カ 東回りFコース | 運行予定日数 1日 |
| キ 東回りGコース | 運行予定日数 1日 |
| ク 中央回りAコース | 運行予定日数 82日 |

ケ	中央回りBコース	運行予定日数	120日
コ	中央回りCコース	運行予定日数	4日
サ	中央回りDコース	運行予定日数	1日
シ	中央回りEコース	運行予定日数	1日
ス	中央回りFコース	運行予定日数	1日
セ	中央回りGコース	運行予定日数	1日
ソ	西回りAコース	運行予定日数	82日
タ	西回りBコース	運行予定日数	120日
チ	西回りCコース	運行予定日数	4日
ツ	西回りDコース	運行予定日数	1日
テ	西回りEコース	運行予定日数	1日
ト	西回りFコース	運行予定日数	1日
ナ	西回りGコース	運行予定日数	1日
(4) 北海道星置養護学校スクールバス貸借借契約			
ア	ひかりAコース	運行予定日数	104日
イ	ひかりBコース	運行予定日数	101日
ウ	のぞみAコース	運行予定日数	104日
エ	のぞみBコース	運行予定日数	101日
オ	めぐみ(新琴似)Aコース	運行予定日数	104日
カ	めぐみ(新琴似)Bコース	運行予定日数	101日
キ	めぐみ(手稲)Aコース	運行予定日数	104日
ク	めぐみ(手稲)Bコース	運行予定日数	101日
ケ	石狩紅葉山Aコース	運行予定日数	93日
コ	石狩紅葉山Bコース	運行予定日数	101日
サ	石狩紅葉山(石狩)コース	運行予定日数	11日
シ	石狩紅葉山(北区)コース	運行予定日数	11日
(5) 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス貸借借契約			
ア	Aコース	運行予定日数	204日
イ	Bコース	運行予定日数	204日
ウ	Cコース	運行予定日数	204日
エ	Dコース	運行予定日数	204日
(6) 北海道札幌伏見支援学校スクールバス貸借借契約			
ア	Aコース①	運行予定日数	178日
イ	Aコース②	運行予定日数	26日
ウ	Bコース①	運行予定日数	178日

エ	Bコース②	運行予定日数	26日
オ	Cコース①	運行予定日数	178日
カ	Cコース②	運行予定日数	26日
キ	Dコース①	運行予定日数	178日
ク	Dコース②	運行予定日数	26日
2 随意契約を決定した日 平成29年3月8日			
3 随意契約の相手方の氏名及び住所			
(1) 氏名 株式会社余市自動車工業			
(2) 住所 余市郡余市町大川町16丁目5番地			
4 随意契約に係る契約金額			
(1) 北海道札幌養護学校スクールバス貸借借契約			
ア	南回り青バス	37,393円	
イ	ノビロ回り赤バス	37,393円	
ウ	東回り黄バス	37,393円	
エ	厚別回り白バス	36,593円	
オ	厚別回り白バス(リズム)	45,160円	
カ	月寒回り銀バス	36,593円	
キ	月寒回り銀バス(キャンディー)	45,160円	
ク	平岡回りオレンジバス	36,193円	
ケ	平岡回りオレンジバス(スマイル)	46,060円	
コ	伏古回り茶バス	32,793円	
サ	白石回り緑バス	36,193円	
(2) 北海道真駒内養護学校スクールバス貸借借契約			
ア	新札幌コース	48,744円	
イ	平岡Aコース	48,944円	
ウ	平岡Bコース	55,519円	
エ	豊平コース	48,744円	
オ	中央区Aコース	48,944円	
カ	中央区Bコース	56,819円	
キ	新札幌コース(行事便①)	27,019円	
ク	平岡Aコース(行事便①)	26,819円	
ケ	豊平コース(行事便①)	26,819円	
コ	中央区Aコース(行事便①)	26,819円	
サ	新札幌コース(行事便②)	23,435円	

シ	平岡Aコース（行事便②）	23,435円
ス	豊平コース（行事便②）	23,435円
セ	中央区Aコース（行事便②）	23,435円
ソ	新札幌コース（行事便③）	38,935円
タ	平岡Aコース（行事便③）	38,735円
チ	豊平コース（行事便③）	38,735円
ツ	中央区Aコース（行事便③）	38,735円

(3) 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約

ア	東回りAコース	59,169円
イ	東回りBコース	68,144円
ウ	東回りCコース	33,820円
エ	東回りDコース	60,420円
オ	東回りEコース	67,595円
カ	東回りFコース	65,420円
キ	東回りGコース	74,595円
ク	中央回りAコース	60,419円
ケ	中央回りBコース	68,194円
コ	中央回りCコース	38,220円
サ	中央回りDコース	41,620円
シ	中央回りEコース	50,395円
ス	中央回りFコース	41,620円
セ	中央回りGコース	50,395円
ソ	西回りAコース	60,369円
タ	西回りBコース	67,894円
チ	西回りCコース	33,820円
ツ	西回りDコース	41,620円
テ	西回りEコース	51,595円
ト	西回りFコース	41,620円
ナ	西回りGコース	51,595円

(4) 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約

ア	ひかりAコース	45,612円
イ	ひかりBコース	56,581円
ウ	のぞみAコース	45,287円
エ	のぞみBコース	55,437円
オ	めぐみ（新琴似）Aコース	39,537円

カ	めぐみ（新琴似）Bコース	48,347円
キ	めぐみ（手稲）Aコース	38,437円
ク	めぐみ（手稲）Bコース	47,347円
ケ	石狩紅葉山Aコース	40,878円
コ	石狩紅葉山Bコース	48,463円
サ	石狩紅葉山（石狩）コース	32,478円
シ	石狩紅葉山（北区）コース	32,360円

(5) 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約

ア	Aコース	41,970円
イ	Bコース	46,390円
ウ	Cコース	37,240円
エ	Dコース	32,820円

(6) 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

ア	Aコース①	43,100円
イ	Aコース②	36,427円
ウ	Bコース①	42,000円
エ	Bコース②	36,427円
オ	Cコース①	39,500円
カ	Cコース②	33,627円
キ	Dコース①	47,800円
ク	Dコース②	37,527円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月28日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1 117,000リットル

- (2) A重油その2 52,000リットル
- (3) A重油その3 130,000リットル
- (4) A重油その4 81,000リットル
- (5) A重油その5 147,000リットル
- (6) 灯油その1 88,000リットル
- (7) 灯油その2 20,000リットル

2 落札を決定した日
平成29年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(3)

ア 氏名 熱原帯広株式会社
イ 住所 帯広市東5条南6丁目15番地

(2) 1の(2)及び(7)

ア 氏名 有限会社増田商店
イ 住所 河西郡更別村字更別南1線91番地

(3) 1の(4)及び(5)

ア 氏名 Y S ヤマショウ株式会社
イ 住所 帯広市西1条南3丁目10番地2

(4) 1の(6)

ア 氏名 三洋興熱株式会社
イ 住所 帯広市西8条南7丁目1番地

4 落札金額

- (1) 49.60円
- (2) 60.00円
- (3) 48.80円
- (4) 49.70円
- (5) 50.20円
- (6) 49.70円
- (7) 59.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年1月24日付け北海道教育庁十勝教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第156号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月28日

北海道警察本部長 北村博文

別表札幌方面西警察署の部南円山の項を削り、同部円山の項を次のように改める。

円山			同 中央区 北2条西24丁目26番4号	札幌市中央区大通及び南1条から南5条までの西20丁目から西28丁目まで、南6条及び北2条の西20丁目から西27丁目まで、南7条及び南8条の西20丁目から西26丁目まで、南9条から南11条（南11条本通以北）までの西20丁目から西23丁目まで、北1条西20丁目から西28丁目まで（市道北海道神宮線及び道道宮の沢北1条線以南）、北3条及び北4条の西23丁目から西27丁目まで、北5条西25丁目から西29丁目まで、北6条西26丁目（道道宮の沢北1条線以西）から西28丁目まで、双子山及び界川の1丁目から4丁目まで並びに旭ヶ丘1丁目から3丁目まで
----	--	--	------------------------	---

別表札幌方面千歳警察署の部恵み野の項を次のように改める。

恵み野			同 恵み野 西1丁目23番6	同 恵み野北及び恵み野東の1丁目から7丁目まで、恵み野南1丁目から4丁目まで、恵み野西及び中島町の1丁目から6丁目まで、恵み野里美1丁目及び2丁目、北島、穂栄、林田、漁太、春日、中央、上山口、南島松（西4線以西の道道600号島松恵庭線以北を除く。）、中島松（西4線以西の南17号以南を除く。）並びに下島松の一部（南17号以北）
-----	--	--	-------------------	---

別表札幌方面千歳警察署の部中恵庭の項を削り、同表札幌方面岩見沢警察署の部駅前の中「2丁目欠」を「13条西2丁目欠」に、同部上幌向の項中「お茶の水町」を「御茶の水町」に、同部美流渡の項中「栗沢町万字太平」を「栗沢町万字大平」に改め、同部に次のよ

うに加える。

三笠警察 庁舎		三笠市幸町4 番地	三笠市本町、多賀町、幸町、有明町、 若草町、柏町、若松町、高美町、榊町、 堤町、宮本町、本郷町、美園町、川内 及び美和
	岡山	同 岡山54 番地19	同 岡山、萱野、大里、いちきしり 及び達布
	幌内	同 幌内住 吉町1番地1	同 幌内初音町、幌内住吉町、幌内 新栄町、幌内北星町、幌内金谷町、幌 内町1丁目から3丁目まで、幌内春日 町、幌内月光町、幌内中央町、幌内末 広町、幌内奔幌内町及び幌内本沢町
	唐松	同 唐松栄 町1丁目180 番地1	同 清住町、東清住町、唐松町1丁 目及び2丁目、唐松青山町、唐松栄町 1丁目から3丁目まで、唐松千代田町 1丁目及び2丁目、唐松常盤町、唐松 緑町並びに唐松春光町
	弥生	同 弥生橋 町72番地8	同 弥生町1丁目から3丁目まで、 弥生藤枝町、弥生双葉町、弥生柳町、 弥生橋町、弥生桃山町、弥生花園町、 弥生並木町及び弥生桜木町
	幾春別	同 幾春別 滝見町319番 地8	同 幾春別町1丁目から4丁目ま で、幾春別栗丘町、幾春別山手町、幾 春別川向町、幾春別滝見町、幾春別千 住町、幾春別中島町、幾春別錦町1丁 目及び2丁目、奔別町、奔別新町、奔 別旭町、奔別川端町、奔別川沿町、奔 別鳥居沢町、奔別中の沢町、奔別本沢 町、奔別沢、西桂沢並びに桂沢

別表札幌方面栗山警察署の部継立の項を次のように改める。

	継立	同 字継立346番 地	同 字継立、字桜山、字南学 田、字日出、字御園、字円山及び字南 角田
--	----	----------------	--

別表札幌方面栗山警察署の部に次のように加える。

若菜		夕張市若菜10 番地28	夕張市丁未、錦、小松、富岡、福住、 住初、高松、社光、本町1丁目から6 丁目まで、昭和、旭町、末広1丁目及 び2丁目、鹿の谷1丁目から3丁目ま で、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、常 盤、日吉、若菜、平和、千代田並びに
----	--	-----------------	--

			富野
清水沢		同 清水沢 2丁目52番地	同 清水沢1丁目から3丁目まで、 南清水沢1丁目から4丁目まで、清水 沢清栄町、清水沢宮前町、清水沢清湖 町及び清水沢清陵町
	紅葉山	同 紅葉山 81番地1	同 紅葉山、楓、登川及び滝ノ上
	沼の沢	同 沼ノ沢 42番地	同 真谷地及び沼ノ沢
	南部	同 南部東 町76番地	同 南部大宮町、南部若美町、南部 新光町、南部東町、南部菊水町、南部 青葉町、南部夕南町、南部岳見町、南 部幌南町、南部遠幌町、南部北夕町、 南部住の江町、鹿島緑町、鹿島富士見 町、鹿島栄町、鹿島弥生町、鹿島代々 木町、鹿島春日町、鹿島北栄町、鹿島 千年町、鹿島錦町、鹿島宝町、鹿島常 盤町、鹿島明石町及び鹿島白金

別表札幌方面夕張警察署の部及び札幌方面三笠警察署の部を削り、同表旭川方面深川警察署の部を次のように改める。

旭川方面 深川警察 署	駅前	深川市1条9 番16号	深川市1条から9条まで、開西町及び 新光町の1丁目から3丁目まで、北光 町1丁目の一部（界川以南）、一已町 字一已の一部（大鳳川から北海道旅客 鉄道株式会社函館本線までの通称5丁 目通以西（通称五月及び通称共進を除 く。）、大鳳川以北の通称2丁目通以 西及び北海道旅客鉄道株式会社函館本 線以南）、太子町、錦町、錦町北、錦 町西、西町、文光町、緑町並びに深川 町字メム及び深川町字オーホ
同		同 音江町 字稲田1616番 地1	同 音江町字稲田、音江町字向陽、 音江町字豊泉（通称26部落を除く。） 及び音江町字広里の一部（通称27部落 及び通称28部落）
同		同 音江町 2丁目5番37 号	同 音江町1丁目及び2丁目、広里 町1丁目から5丁目、音江町字音江、 音江町字国見（通称14部落を除く。）、 音江町字豊泉の一部（通称26部落）並 びに音江町字広里（通称27部落及び通 称28部落を除く。）

同			更進	同 音江町 字更進762番 地2	同 音江町字内園、音江町字菊丘、 音江町字国見の一部（通称14部落）、 音江町字更進及び音江町字吉住
同			納内	同 納内町 2丁目13番1 号	同 納内町2丁目及び3丁目、納内 町北、納内町グリーンタウン並びに納 内町字納内
同			一已	同 北光町 2丁目8番38 号	同 稲穂町1丁目及び2丁目、北光 町1丁目（界川以北）、2丁目及び3 丁目、あけほの町並びに一已町字一已 の一部（大鳳川以北の通称2丁目通以 東、大鳳川から北海道旅客鉄道株式会 社函館本線までの通称5丁目通以東並 びに通称五月及び通称共進）
同			多度志	同 多度志 1220番地	同 宇摩、多度志、多度志南及び湯 内
同			鷹泊	同 鷹泊 386番地	同 ウツカ、鷹泊及び幌内
同	沼田警察 庁舎			雨竜郡沼田町 北1条6丁目 1番2号	雨竜郡沼田町旭町1丁目から4丁目ま で、北1条3丁目から6丁目まで、本 通1丁目から6丁目まで、南1条1丁 目から7丁目まで、西町、緑町並びに 字浅野、字浅野官有地、字旭町、字恵 比島、字恵比島鉄道用地、字昭和官有 地、字沼田、字北竜、字幌新、字幌新 官有地及び字真布
同			雨竜	同 雨竜町 字満寿33番地 27	同 雨竜町
同			妹背牛	同 妹背牛 町字妹背牛 417番地8	同 妹背牛町
同			秩父別	同 秩父別 町1875番地の 1	同 秩父別町
同			共成	同 沼田町 字共成212番 地の2	同 沼田町字共成、字更進、字高穂 及び字東予
同			和	同 北竜町 字和27番地7	同 北竜町字板谷、字恵岱別、字西 川、字三谷、字和及び字竜西
同			碧水	同 字碧水15番地 2	同 字岩村、字美葉牛及び字 碧水

別表旭川方面沼田警察署の部を削る。

北海道警察本部告示第157号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年3月28日

北海道警察本部長 北村博文

- 1 落札に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量
自動車保管場所データ入力業務委託 345,749件
- 2 落札を決定した日
平成29年3月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 一般財団法人北海道交通安全協会
(2) 住所 札幌市北区北30条西6丁目4番18号
- 4 落札金額
210円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年1月20日付け北海道警察本部告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目